第百二十二条　再販売

一方の締約国は、自国の区域内における公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者による再販売サービスの提供に対し、不合理又は差別的な条件又は制限を課さないことを確保する。

第百二十三条　相互接続

1　一方の締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の設備及び機器に対し、伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。当該相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a)　差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づくこと。

(b)　当該主要なサービス提供者の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は当該主要なサービス提供者の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに対して当該主要なサービス提供者が提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。

(c)　他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して支払をする必要がないように十分に細分化された、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

(d)　要請があった場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

2　各締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者に対し、接続約款その他の標準的な相互接続に関する約款であって、当該主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に一般に提供する料金及び条件を含むものを公に利用可能なものとすることを要求する。

3　一方の締約国は、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、少なくとも次のいずれか一の約款又は条件に従い、当該提供者の設備及び機器を一方の締約国の区域内における主要なサービス提供者の設備及び機器と相互接続することができることを確保する。

(a)　接続約款（少なくとも、相互接続に関連するサービスの一覧及び内容、当該サービスの提供に係る条件、運営上及び技術上の条件並びに当該サービスの要求及び提供を行う場合の手続又は手順を含む。）

(b)　その他の標準的な相互接続に関する約款（料金（可能な場合に限る。）及び条件であって、主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に一般に提供するものを含む。）

(c)　相互接続に関する協定であって効力を有するものに定める条件

(d)　相互接続に関する協定であって新たなものの交渉を通じて提供される条件

4　各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。

5　各締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が相互接続に関する協定又は接続約款その他の標準的な相互接続に関する約款のいずれかを公に利用可能なものとすることを確保する。

6　各締約国は、主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サービスの提供者又はそれらの最終利用者についての商業上機微な又は秘密の情報であって、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の電気通信設備との相互接続業務を通じて取得したものを、当該相互接続業務以外の目的のために利用し、又は提供しないことを確保する。

7　(a)　日本国は、1から3まで及び6の規定の適用範囲を不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者に限る。

(b)　ペルーは、1から3まで及び6の規定の適用範囲を不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者に限ることができる。

第百二十四条　専用回線によるサービスの提供及び価格

一方の締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、合理的な、差別的でない、かつ、透明性のある条件及び料金に基づき、専用回線によるサービスであって公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスであるものを提供することを確保する。

注釈　日本国については、この条の規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

第百二十五条　独立の電気通信規制機関

1　各締約国は、自国の電気通信規制機関がいかなる電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わないことを確保する。

2　各締約国は、自国の電気通信規制機関が行う決定及び当該電気通信規制機関が用いる手続が市場の全ての参加者について公平であることを確保する。

第百二十六条　ユニバーサル・サービス

各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。当該義務は、反競争的とはみなされない。ただし、当該義務は、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、各締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

第百二十七条　免許基準の公の利用可能性

1　公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供に免許、許可、認可、登録その他の種類の承認が必要とされる場合には、各締約国は、次の事項を公に利用可能なものとする。

(a)　全ての免許その他の承認に係る基準及び手続並びに免許、許可、認可、登録その他の種類の承認の申請に係る決定を行うために通常必要とされる期間

(b)　締約国が付与する個別の免許、許可、認可、登録その他の種類の承認の条件

2　締約国の権限のある当局は、申請に係る決定を行った後、不当に遅滞することなく、申請者に申請の結果を通知する。免許、許可、認可、登録その他の種類の承認の申請を拒否する決定が行われる場合には、申請者の要請に応じ、当該締約国の権限のある当局は、拒否の理由を申請者に通知する。

第百二十八条　希少な資源の分配及び利用

1　各締約国は、電気通信に関連する希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係る手続を、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。

2　各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を提供することは、要求されない。

3　締約国が周波数のスペクトルを分配し、及び割り当て、並びに周波数を管理する措置は、第百六条の規定と矛盾する措置ではない。したがって、各締約国は、周波数のスペクトル及び周波数の管理に関する政策であって、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の数を制限する効果を有するものを定め、及び適用する権利を留保する。ただし、当該権利がこの協定の他の規定に適合する態様で行使されることを条件とする。当該権利には、現在及び将来の必要性並びに周波数のスペクトルの利用可能性を考慮して周波数帯を分配する能力を含む。